

## 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業者向け資金繰り支援事業（3月23日より取扱開始）

新型コロナウイルス感染症拡大によって影響を受けている事業者に対して支援を行うため、前橋市経営安定資金の利用条件緩和等各種支援を実施します。

### <経営安定資金の概要>

- ①融資限度額：3,000万円      ②資金使途：運転資金
- ③融資期間：7年以内（内据置1年以内） ※借換は6年以内（内据置6ヶ月以内）
- ④融資利率：1.5%以内（別途、信用保証協会の保証料が必要）

### <融資対象者>

前橋市内に事業所を有し、1年以上の事業実績を有する中小企業信用保険法で規定する中小企業者で、市税に未納のないもの（暴力団及びその関係団体との関係がないもの）

### 1 経営安定資金にかかる融資条件の緩和

直近1カ月の売上高が対前年同月比の10%以上減少した市内事業者を、経営安定資金の新たな対象として追加します（下段の融資条件⑥を追加）。

### 2 経営安定資金にかかる利子補給

令和2年2月から9月までに経営安定資金の融資実行を受けた事業者に対して、前橋市が5年間の借入利子を補助します。

### 3 経営安定資金にかかる保証料補助

令和2年2月から9月までに経営安定資金の融資実行を受けた際の信用保証料を前橋市が全額補助します。

### 4 経営安定資金にかかる融資期間の延長特例

現在、経営安定資金における融資期間は、7年以内としていますが、既存の融資を含め、令和2年3月23日から令和2年9月末\*において、最大3年間の融資期間の延長を可能とします。

### 5 経営安定資金にかかる借換要件の緩和

現在、経営安定資金については、売上減少等の「肩代わり融資の条件」を満たす場合に限り、同一制度内で借換が可能となっていますが、令和2年3月23日から令和2年9月末\*において、「肩代わり融資条件」を撤廃し、同一制度内において借換を可能とします。

※令和2年9月末までに融資実行もしくは条件変更する融資が対象となります。

---

### <融資条件（以下のいずれかを満たすもの）>

- ①【関連倒産防止】企業の倒産が前橋市の経済に多大な影響を及ぼす恐れのある倒産で、その企業の債権回収が困難となり、関連倒産の危険にある場合
- ②【受注、売上減少】融資申込日から1年前までの任意の連続する6ヶ月間の受注又は売上の合計額が、申込日の2年前以後の1年間又は申込日の3年前以後の1年間の同期間と比べて、5%以上減少している場合
- ③【セーフティネット保証関連および危機関連保証】中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号及び第6項のいずれかの要件に該当する特定中小企業者として市長から認定を受けている場合
- ④【東日本大震災復興緊急保証関連】東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128号第1号又は第2号の要件に該当する
- ⑤【罹災証明関連】前橋市より罹災証明書の発行を受けている場合
- ⑥【新型コロナウイルス等感染症関連（令和2年3月23日～令和2年9月末\*）】感染症の拡大等に伴い、直近の1ヶ月における売上高が対前年同月比の10%以上減少した場合

【担当】産業政策課 産業政策係 TEL：027-898-6983